

幼児教育・保育の無償化についてお知らせします

今年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

無償化の対象範囲や金額は、教育・保育施設などの種類や、保育の必要性の有無、住民税の課税状況などにより異なります。

現在、認可保育所、認定こども園、公立幼稚園、障がい児通所施設に通っている方は、申請手続きの必要はありません。

■対象となる子ども

○すべての3～5歳児

(保育施設利用の方は、3歳児クラスから)

○住民税非課税世帯の0～2歳児

■無償化の対象施設・サービスと範囲

下の表をご覧ください。

■申請が必要な方

新制度未移行幼稚園や、認定こども園の預かり保育を利用している方は、すでに施設から申請書を配布していますので、7月末までに提出してください。

なお、認可外保育施設などを利用している方は、市ホームページをご覧の上、8月末までに申請してください。(つくばみらい市「無償化」で検索)

問 伊奈庁舎こども課 ☎58-2111 (内線4201)

無償化の対象施設・サービスと範囲

■保育料

区分		3歳から5歳児		0歳から2歳児	無償化に伴う申請
		保育の必要性がある	保育の必要性がない	保育の必要性がある 住民税非課税世帯	
幼稚園	新制度未移行園	月に25,700円まで		—	必要
	新制度対象園 (公立幼稚園含む)	無償		—	—
認定こども園		無償		—	※1
認可保育所		無償	—	無償	—
地域型保育事業		無償	—	無償	—
幼稚園の預かり保育		月に11,300円まで	—	—	必要
障がい児通所施設		無償		—	—
認可外保育施設など※2		月に37,000円まで	—	月42,000円まで	必要
企業主導型保育施設		上限あり	—	上限あり	必要

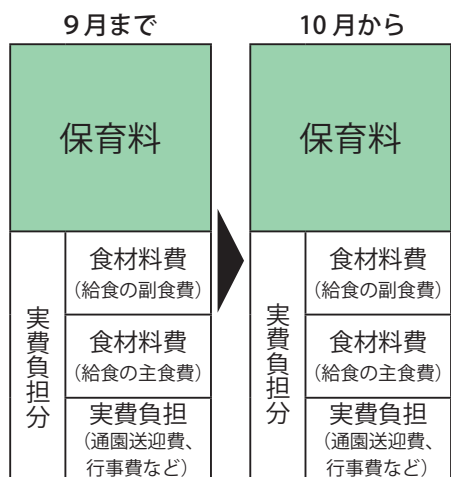
●保育の必要性とは、保護者が就労している場合や、病気、障がいがある場合、妊娠・出産や保護者の同居親族等の看護・介護などのため、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。

●保育の必要性の有無については、市に申請が必要です。申請内容から、市が保育の必要性を判断します。
※1：預かり保育を利用する場合は申請が必要です。
※2：一時預かりや病児保育、ファミリーサポートセンターの利用も含まれます。

対象となる費用（色付き部分が無償化対象）

■1号認定子ども（教育利用・3歳以上）

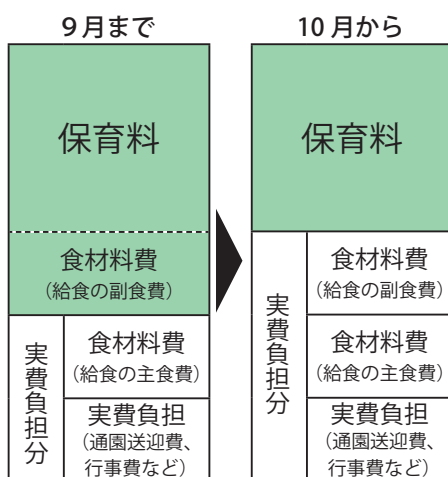
【該当】幼稚園、認定こども園



食材料費（給食の副食費）については、実費負担となります。

■2号認定子ども（保育利用・3歳児クラス以上）

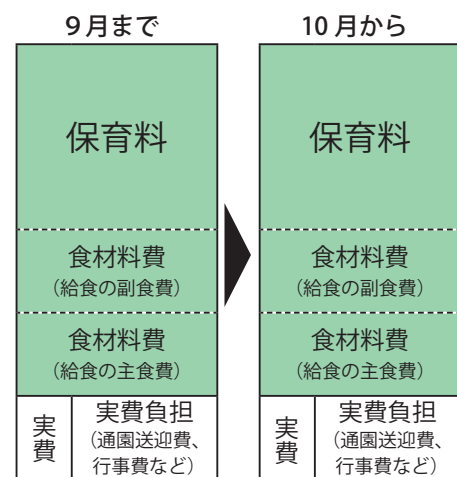
【該当】保育所、認定こども園



食材料費（給食の副食費）は、保育料としての負担から実費負担に変わります。

■住民税非課税世帯の3号認定子ども（保育利用・2歳児クラス以下）

【該当】保育所、認定こども園、地域型保育事業



食材料費（給食の主食費、副食費）については、保育料の一部として無償化の対象となります。